

平成17年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイ・エー・エー
代表者名 代表取締役会長兼CEO 長 嶋 重 雄
(コード番号: 2 3 9 4 東証第二部・JASDAQ)
問合せ先 専務取締役経営企画部長 早 原 弘 明
(TEL. 0 3 - 3 8 7 8 - 1 1 7 6)

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会におきまして、商法第280条ノ20および商法第280条ノ21に基づいて、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、下記のとおり平成17年6月28日開催予定の当社第5回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件で新株予約権を発行することを必要とする理由

当社は本日開催の取締役会において、平成17年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって取締役に対する退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。これに伴い取締役に対する退職慰労金の過去積立未精算分につきましては、金銭での支給は行わず、当社の取締役を退任するまでは、権利行使をできないことを条件とし、権利行使価額を1株当たり1円に設定した新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 発行する新株予約権の内容等

(新株予約権の要領)

(1) 新株予約権の割当を受ける者

退職慰労金の過去積立未精算分の対象となる当社の取締役

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式401株を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の種類及び数は当社普通株式1株（以下「付与株式数」という。）とする。

但し、付与株式数は以下の調整規定に服し、これに応じて新株予約権の目的となる株式の数も調整される。

《調整規定》

- ① 新株予約権の発行日以降、当社が普通株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式数は、当該株式の分割又は併合の比率に準じ、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の分割又は併合の比率}$$

- ② 新株予約権の発行日以降、当社が資本減少を行う場合、合併若しくは会社分割を行う場合、又は株式交換を行い完全親会社となる場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、かかる合併、会社分割又は株式交換等の条件を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整することができる。

- (3) 発行する新株予約権の総数
401個を上限とする。
- (4) 新株予約権の発行価額
無償とする。
- (5) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する当社普通株式1株当たりの払込金額（払込金額は1円とする。）に付与株式数を乗じた金額とする。
なお、新株予約権発行日後に、当社が普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

- (6) 新株予約権の権利行使期間
平成17年7月1日から平成47年6月30日まで（以下「行使期間」という。）
- (7) 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から5年間（但し、権利行使期間中に限る。）に限り新株予約権を行使できる。
 - ② 前号にかかわらず、平成46年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成46年7月1日から平成47年6月30日まで新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ 新株予約権者が死亡したことにより当社の取締役の地位を喪失したときは、死亡の日から6ヶ月間（但し、権利行使期間中に限る。）に限り、その相続人において新株予約権を行使することができる。
 - ④ 新株予約権者は、次のいずれかの事由に該当した場合、当該時点で権利行使していない新株予約権について、権利行使期間中といえども直ちに当該権利を喪失し、行使することができない。
 - (a) 新株予約権発行日以降、禁錮以上の刑に処せられた場合、当社取締役としての忠実義務・善管注意義務に反したことにより解任された場合又は当社との契約（秘密保持契約を含む。）に違反した場合
 - (b) 新株予約権発行日以降、当社及び当社の子会社以外の中古車オークション事業を目的とする会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位に就いた場合
 - ⑤ (i)当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併を行う場合、(ii)当社が他社の完全子会社となる株式移転若しくは株式交換を行う場合、又は(iii)当社が分割会社となる新設分割（但し、単独の物的新設分割を除く。）若しくは吸収分割を行う場合、かかる内容の議案が当社の株主総会で承認され、かつ、当社がその旨を新株予約権者に通知したときは、新株予約権者は、当該通知を受領した後20営業日以内（但し、権利行使期間中に限る。）に限りその時点までに行使していない新株予約権を行使することができ、当該期間内に権利行使しなかった場合、当該新株予約権を喪失する。
 - ⑥ その他新株予約権の行使の条件は、平成17年6月28日開催予定の当社第5回定時株主総会及びそれ以降に開催される取締役会決議に基づき新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (8) 新株予約権の消却事由及び条件
- ① (i)当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併を行う場合、(ii)当社が他社の完全子会社となる株式移転若しくは株式交換を行う場合、又は(iii)当社が分割

会社となる新設分割（但し、単独の物的新設分割を除く。）若しくは吸収分割を行う場合、かかる内容の議案が当社の株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

② 新株予約権者が、新株予約権の行使をする前に新株予約権を喪失又は放棄した場合には、取締役会決議をもって当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で消却することができる。

（9）新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

（注）上記の内容については、平成17年6月28日開催予定の当社第5回定時株主総会において、「取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う精算支給として新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上